

神戸市腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業実施要綱に基づき、腸管出血性大腸菌による食中毒等の発生を未然に防ぎ、衛生管理の充実を図るため、幼保連携型認定こども園及び民間保育所（以下「認定こども園等」という。）において、それに必要な設備の整備等にかかる補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 食中毒等防止のための設備の整備費及び備品等の購入費。

(補助金額)

第3条 市長は、事業実施認定こども園等に対し、別表1に定める算式により算定した補助金を交付する。

(補助金の使途)

第4条 前条に定める補助金は第2条に定める経費に充てること。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長に対して神戸市腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を添付書類とともに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定をし、神戸市腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の通知を受けた事業者は、神戸市腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業補助金交付請求書（様式第3号）を交付決定後、速やかに市長に提出しなければならない。

(施行の細則)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日施行の「腸管出血性大腸菌感染症（0-157）予防対策事業の実施要領」は廃止する。

別表1（第3条関係）

腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業補助金の算定方法等

1 補助金額の算定式

基本額 + 加算額 = 補助額（千円未満四捨五入）を上限とし、所要額が上限額に満たない場合はその額とする。

基本額：20,000円

加算額：利用定員 × 250円

（ただし、利用定員は保育認定2・3号子どもに係る利用定員に限る。）

なお、新規開設園については、開設年度に限り上記補助額に2を乗じて得た額を上限とする。